

購買事業取引約款

(目的)

第1条 この約款は、福岡久留米農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

(取引内容)

第2条 この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

- ① 肥料、飼料、農薬、種苗、出荷資材、農機具、車両、石油類、その他生産資材
- ② LPガス、ガス器具、食料品、米、日用品、その他生活資材
- ③ その他必要と認めた資材

(代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- ① 現金による取引
- ② 貯金口座引落としによる取引
- ③ 口座振込による取引
- ④ キャッシュレス決済による取引

(代金の決済日)

- 第4条 前条2号（貯金口座引落としによる取引）の場合は、供給期間が1日～15日締めは、当月25日決済、供給期間が16日～月末日締めは、翌月10日決済とし、貯金口座からの自動引落としとする。但し、決済日が非営業日の場合は翌営業日とする。
- 2 前条2号のLPガスについては、15日締めとし、当月25日に決済する。但し、決済日が非営業日の場合は翌営業日とする。
- 3 前条3号（口座振込による取引）の場合は、別に定める契約書による決済方法とする。
- 4 前条4号（キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済、その他これらに類する決済手段をいい、以下同じ））による取引については、当該決済手段の運営会社（以下「決済事業者」という）が定める会員規約、利用規約その他の条件に従い、各決済事業者が提供する決済手続きにより処理されるものとする。
- 5 当組合が認める組織等や特定品目、予約注文については別に未収期間を定める。

(再振替決済)

第5条 決済日に決済されない購買代金に対しては、次回の決済日に再度振替決済を行う。（当組合口座取引のみ）

(納品方法)

第6条 商品の納品は、次の方法による。

- ① 店舗での引き渡し
 - ② 契約者の指定場所への配送
- 2 前項については、購入者が受領書に押印又は署名を行うことをもって納品完了とみなすことを原則とする。

ただし、前項2号により、配送時に購入者が不在の場合には、当組合配送担当者が受領書に配送日時・配送場所を記入し、配送の証印又は署名を行うことによって、納品完了とすることも可とする。

(取引の停止)

第7条 第4条に定める各決済日（別に定める決済期日を含む）において支払いがない場合、当組合の判断により以降の取引について、取引停止もしくは現金による取引のみとすることができる。

(損害金)

第8条 購買未収金の決済日において未決済の場合は、決済期日の翌日から60日間の猶予期間を設け、猶予期間の翌日から入金日まで年3%の損害金を徴する。

(約款の変更)

第9条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

- ① この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - ② この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト（URL：<https://www.jafukuokakurume.or.jp/>）に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。
- ③ この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。